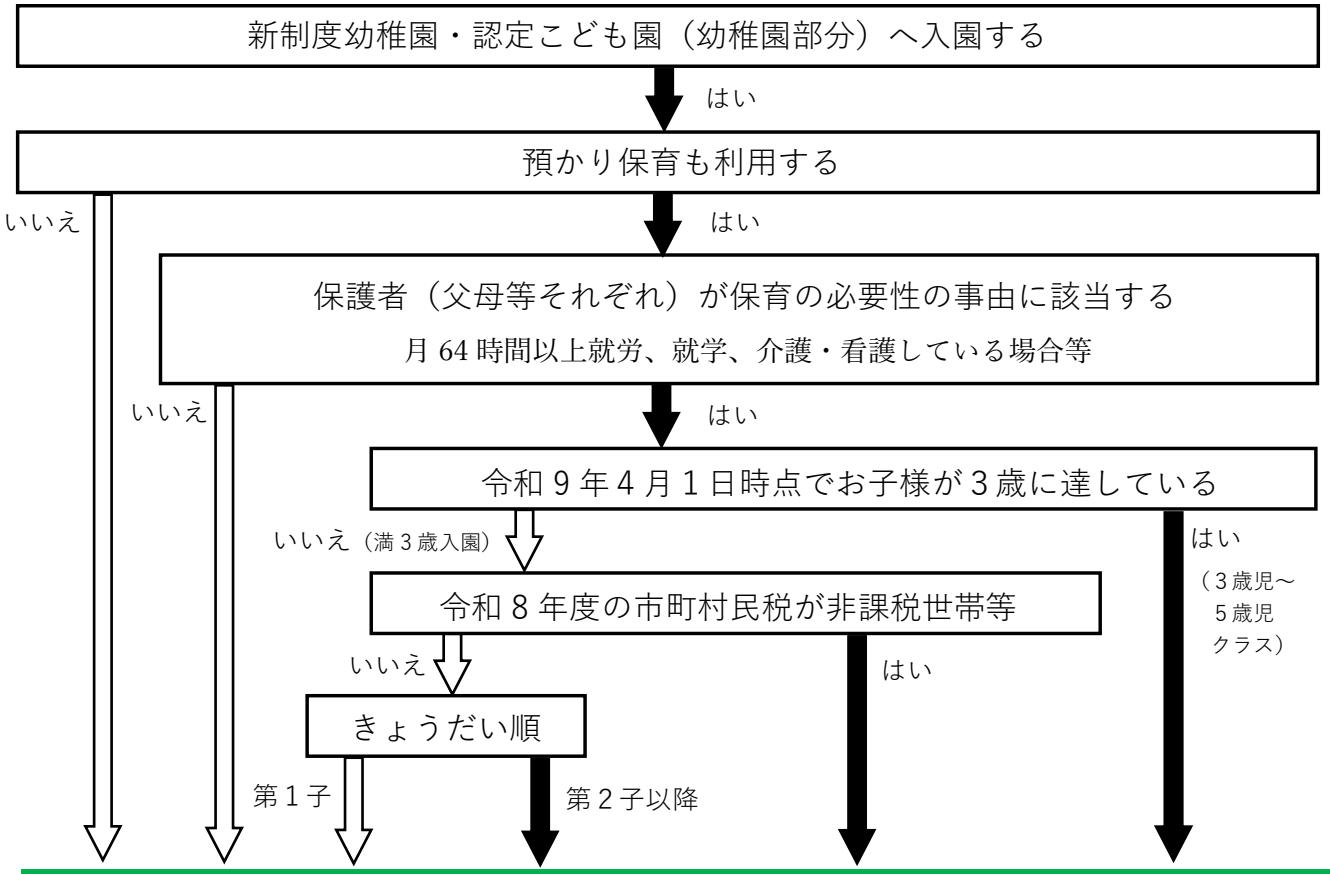
新制度幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）へ入園予定の児童の保護者の皆様へ
・新制度幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の利用や，預かり保育の費用を無償化の対象とするためには，「認定」が必要です。
・ご家庭の状況に応じ必要な認定をご確認いただき，各園を通じて申請してください。




教育時間の保育料が無償化

預かり保育の利用料が日額上限 490 円まで無償化
（3～5歳児：月額上限 12,300 円）
（満3歳児　：月額上限 17,700 円）

●複数の認定が必要な場合，それぞれ申請が必要です。
●申請に必要な書類等は各申請書等をご確認ください。
●きょうだいで入園する場合もそれぞれのお子様についての申請が必要です。
●施設等利用給付認定（新 2 号・新 3 号）及び多子世帯利用給付認定は，認定の日付を遡ることはできませんので，認定開始希望日前に申請してください。

【お問い合わせ先】
仙台市幼児教育無償化事務センター 0120-587-287
【仙台市ホームページ】
(1) 幼稚園・認定こども園の利用を希望されるみなさまへ（1 号）
(2) 幼児教育・保育の無償化（新 2 号・新 3 号）
(3) 第 2 子以降の保育料無償化（多子世帯利用給付認定）
(1) (2) (3)